



旧軍人・軍属等韓国人遺骨引渡し問題

昭50.1.10

北東アジア課

1. 経緯及び問題点

(1) 第2次世界大戦の際、日本軍人・軍属等として戦没した朝鮮半島出身者(氏名、本籍地等が判明している)の遺骨のうち、未だ遺族が判明しないため、厚生省の責任で安置されているものが現在なお1169柱残っている。

目黒然天寺

これら遺骨の処理に当つて厚生省は、同省は遺族に代つて遺骨を保管しているのであるから正当な遺族以外の者に引渡すのは法的に問題があるとし( [redacted] )

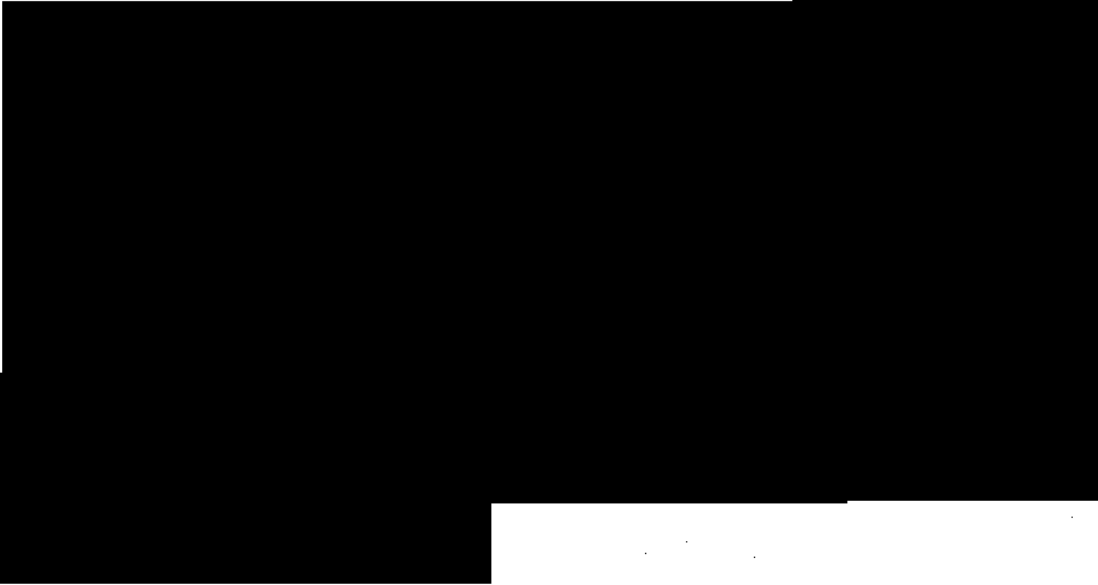

[redacted] )、これまでは正当な遺族であるかどうかを確認のうえ、逐次引渡しを行つてきた。

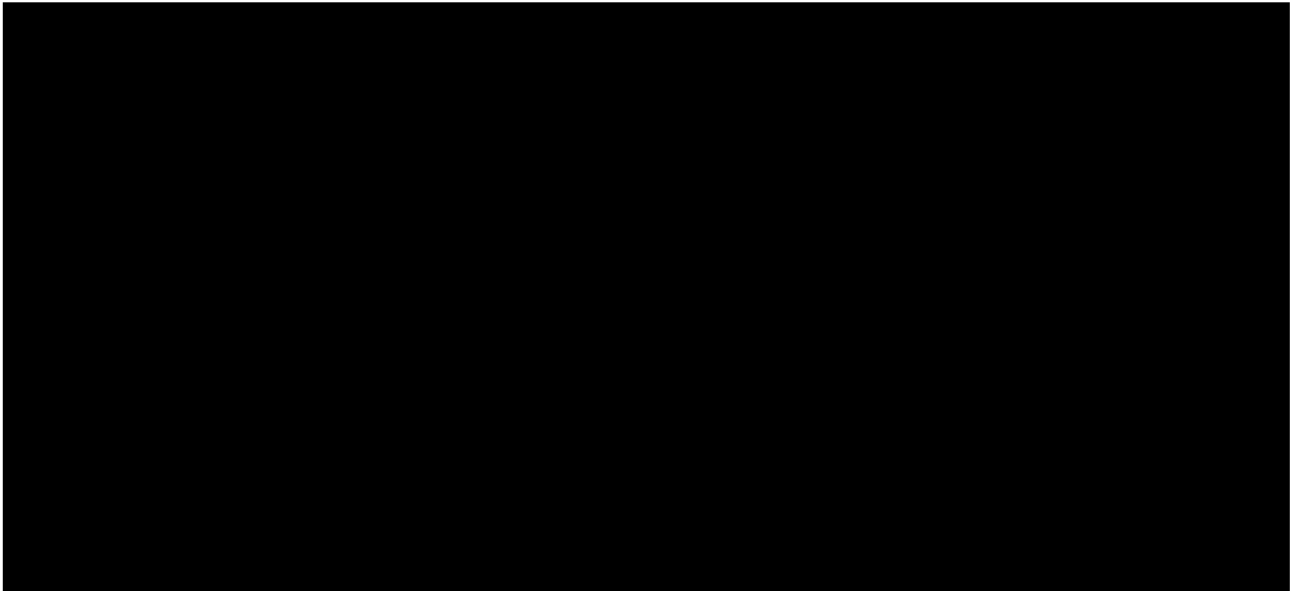
20年 25年  
25年 1  
26年 2  
27年 1

( 昨年は韓国政府が韓国内で「遺族探し」を行つた結果に基づき911柱を引渡している。 )

(2) しかしながら、戦後30年経過した今日、遺族探しには限界がでてきており、遺族が判

明しないからといって、いつまでも遺骨を本邦に保管するのは不自然であり、



- (3) 以上の次第をふまえて、厚生省と協議の結果、厚生省の法的立場を大きく損うことなく本件を早期に解決する方途として次の方針を得たので、近く韓国側に内報のうえ実施に移す予定である。
- 

2 解決案

